

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令（概要）

令和 3 年 3 月
総務省自治行政局福利課

1. 概要

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号。以下「持続可能性向上法」という。）の一部の施行に伴い、地方公務員共済組合制度において所要の改正を行うとともに、令和 3 年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえ、地方公務員共済組合制度における旧地方公務員等共済組合法の規定に基づく給料年額改定率等について同様の改定を行う。

2. 改正の内容

- (1) 【第 1 条関係】地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 23 年政令第 151 号）の一部改正

地方議会議員年金制度については、平成 23 年 6 月 1 日をもって制度が廃止されたが、経過措置として制度廃止前に年金の給付事由が生じた者等に対しては引き続き年金の給付を行うこととされたところ。

この経過措置として給付を行う地方議会議員の年金額について、令和 3 年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえた改定を行う。

- (2) 【第 2 条関係】被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）の一部改正

持続可能性向上法の一部の施行により、令和 3 年 4 月 1 日から厚生年金制度の年金額の改定ルールにおいて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底する措置が講じられることに伴い、地方公務員共済組合制度においても、控除調整下限額（※ 1）の改定ルール等について、当該措置を踏まえた改正を行う。

※ 1 昭和 37 年 12 月前の恩給期間を有する者に係る退職共済年金について、恩給期間は保険料を負担していなかったことを踏まえ、負担に見合った水準に年金を減額する際に、年金の額が控除調整下限額以下である場合は減額を行わないものとして定められている額。

- (3) 【第 3 条関係】令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成 28 年政令第 132 号）の一部改正

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号。以下「昭和 60 年改正法」という。）による改正前の地方公務員等共済組合法による年金に係る給料年額改定率（※ 2）について、令和 3 年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえた改定を行う。

※ 2 退職年金など昭和 60 年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法による年金（既裁定年金）の額を算定する際に用いる改定率。退職年金の算定基礎となる給料年額について、昭和 60 年度水準から現在水準にスライドさせるための率である。

3. スケジュール

公布日：令和 3 年 3 月 31 日

施行日：令和 3 年 4 月 1 日